

こま 困ったなあ を一緒に考えます いっしょ かんが

けんりょうご 権利擁護 ～あなたらしい生き方と安心を支える権利擁護～



どんなことが
虐待にあたるのか
知りたい

障がいがある我が子の
親亡き後が心配。
成年後見制度ってどう
いうものなの？

財産管理を自分で
行うことが不安に
なってきた

地域で成年後見制度
についての講座を
聞いてほしい



隣から怒鳴り声が
聞こえてきて心配だ

成年後見制度・虐待・消費者被害など、お困りごとや心配なことがありましたら、ぜひご相談ください。相談内容に応じて、社会福祉協議会やその他の関係機関と連携しながら対応していきます。

けんりょうご 権利擁護とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどをもつ方の権利を守り、安心して自分らしく暮らせるように支えることです。

ご相談・お問合せ先

高齢者

みなべ町役場 地域包括支援センター
(健康長寿課内)

☎ 74-8065 FAX 74-8013

みなべ町東本庄100番地 保健福祉センター内
平日 8時30分～17時15分

障害者

みなべ町役場 住民福祉課

☎ 72-2161 FAX 72-3893

みなべ町芝742番地
平日 8時30分～17時15分



「後犬ちゃん」

せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは

にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう き ふあん しんぱい
認知症、知的障がい・精神障がいなどにより、ひとりで決めることに不安や心配が
ある人の財産管理やいろいろな契約をする時などにお手伝いをする制度です。

いま しえん ひつよう かた 今、支援が必要な方は

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

はんだんのうりよく ふじゅうぶん あと かていさいばんしょ もうした こうけんじん
判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人などを
選任する制度です。

※ もうした しんぱん かげつていど み こ
申立てから審判までは1～3ヶ月程度見込まれます。

いりょう ふくしきーびす てつづ けいやく
医療や福祉サービスの手続きや契約が
よくわからない

せいねんこうけんじんとうほんにんか てつづ
成年後見人等がご本人に代わって手続きや
契約をしてくれます。

なにかねつか おもた
何にお金を使ってしまったのか思い出せない

せいねんこうけんじんとうふとうけいやくとけ
成年後見人等が不当な契約を取り消してく
れます。

よくわからずにけいやく
契約をしてしまった

しょうらいてき しえん ひつよう かた 将来的に支援が必要な方は

にんいこうけんせいど 任意後見制度

しょうらい はんだんのうりよく ふじゅうぶん ときそな こうけんじん ひと
将来、判断能力が不十分となった時に備え、後見人になってもらいたい人と
公正役場で契約をしておく制度です。

しょうらい にんちしょう とき ざいさん
将来、認知症になった時に、財産の
管理などが心配

ざいさんかんり けいやくとう しえん にんいこうけんじん
財産管理や契約等を支援する任意後見人
を選んでおけます。

■ こうせいろうどうしょう
厚生労働省のホームページでも詳しくご覧いただけます。

そうだんまごころ けんご
相談窓口の検索は

せいねんこうけん
成年後見はやわかり 厚労省

